

## 第23期第7回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

- 1 日 時 令和8年3月11日（水） 14：00～
- 2 場 所 豊前海水産会館  
(京都郡苅田町磯浜町1-2-6 TEL 093-434-1704)
- 3 議 題
  - (1) 福岡県から山口県へ入漁するいかかご漁業と、山口県から福岡県へ入漁するこち建網、きす流し刺し網漁業について（報告） 資料1
  - (2) 豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について（諮問） 資料2
  - (3) 漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等について（報告） 資料3
  - (4) なまここぎ網漁業について（報告） 資料4
  - (5) その他

## 福岡県から山口県へ入漁するいかかご漁業と、山口県から福岡県へ入漁するこち建網、きす流し刺し網漁業について

厚狭<sup>あさ</sup>地方漁業共励会<sup>※</sup>では、昭和30年代から福岡・山口両県の行政立ち合いの上、入漁隻数、操業期間、その他操業上の問題等について話し合いが行われている。

令和8年1月27日に書面開催された共励会において、両県漁業者の合意に基づいて、令和8年漁期の両県入漁について、次のとおり決定された。

### (1) 福岡県から山口県への入漁

#### ア いか巣網漁業（いかかご漁業）

- ① 入漁隻数 100隻以内
- ② 漁業時期、操業区域 昨年同様

### (2) 山口県から福岡県への入漁

#### ア きす流し刺し網漁業

- ① 入漁隻数 12隻以内
- ② 漁業時期、操業区域 昨年同様

#### イ こち建網漁業

- ① 入漁隻数 68隻以内
- ② 漁業時期、操業区域 昨年同様

※厚狭地方漁業共励会・・・山口県の漁業者により構成された団体

(福岡県漁業者の意見は、事前の調整会議出席やオブザーバー参加により反映)

7漁管第2494号  
令和8年3月3日

福岡県豊前海区漁業調整委員会  
会 長 江 口 猛 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る  
制限措置等について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する同法第42条(以下「第42条」という。)第1項及び福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。)第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（福岡豊前：県外）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
刺し網漁業	きす流し刺し網漁業	福岡県豊前海区海面	6月15日から8月15日まで	—	—	12	・山口県宇部市、山陽小野田市、防府市に住所を有する者 ・関係する漁業権者の同意がある者
固定式刺し網漁業	こち建網漁業	福岡県豊前海区海面	6月15日から8月15日まで	—	—	68	・山口県宇部市、山陽小野田市、防府市に住所を有する者 ・関係する漁業権者の同意がある者
小型機船底びき網漁業	手繰第二種えびこぎ網漁業	福岡県豊前海区海面	6月10日から翌年2月末日まで	48kW（調整15馬力）以下	5トン未満	上限なし	・山口県宇部市、山陽小野田市、防府市に住所を有する者 ・山口県において小型機船底びき網手繰第二種えびこぎ網漁業の許可を有する者であって、周防灘三県漁業協定書等に基づいて入漁する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

きす流し刺し網漁業 令和8年4月17日から令和8年5月17日まで

こち建網漁業 令和8年4月17日から令和8年5月17日まで

えびこぎ網漁業 令和8年4月10日から令和8年5月10日まで

周防灘三県漁業協定書及び付属する覚書・協定書

## 入 漁 協 定 書

令和7年8月20日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第6条第2項の定めに基づき、山口県知事（以下「甲」という。）と福岡県知事（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定した。

### （入漁隻数）

- 第1条 甲は、福岡県漁業者から甲の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、当該入漁許可申請者のすべてに許可するものとする。
- 2 乙は、山口県漁業者から乙の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、当該入漁許可申請者のすべてに許可するものとする。
- 3 甲及び乙は、前2項に定める入漁の許可をするときは、自県船に対する許可とくらべ不利益な規制等は加えないものとする。

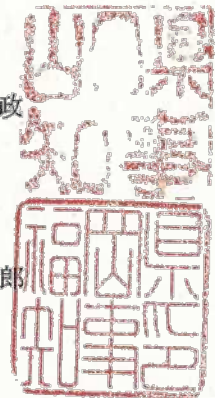
### （協定の有効期間）

- 第2条 この協定は、周防灘3県協定の効力が生ずる令和8年4月1日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。

令和7年8月20日

甲 山口県知事 村岡 嗣 政

乙 福岡県知事 服部 誠太郎

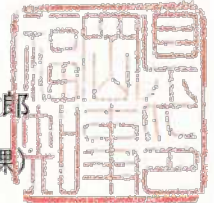


7 漁管第2525号

令和8年3月6日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

このことについて、豊前海区の漁協から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき報告します。



## 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

令和8年3月11日

漁業管理課漁業調整係

○漁業権者は、その有する漁業権の内容たる漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況について1年に1回以上県知事に報告しなければならない（漁業法第90条第1項、漁業法施行規則第28条第1項）。

○県知事は、報告を受けた事項について、意見を付して1年に1回以上海区漁業調整委員会に報告しなければならない（漁業法第90条第2項、漁業法施行規則第28条第3項）。

○報告をすべき事項（漁業法施行規則第28条第2項）

- 1 漁業権の種類及び免許番号
- 2 報告の対象となる期間
- 3 資源管理に関する取組の実施状況
- 4 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 5 団体漁業権にあつては、組合員行使者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 6 その他必要な事項

○豊前海区の漁業権免許状況

- ・ 第1種、第2種共同漁業権 3件
- ・ 第1種区画漁業権 31件

【参考】 漁業権に係る漁業の区分（漁業法第60条）

共同漁業	第1種	藻類、貝類等の定着性の水産動植物を対象とする漁業 (アサリ、サルボウなど)
	第2種	網漁具を固定して営む漁業 (かご、桝網など)
区画漁業	第1種	一定の区域内において石、瓦、竹、木等を敷設して営む養殖業 (のり養殖、かき養殖)

令和6年度漁業権に係る資源管理の状況等の報告(豊前海区)

共同・区画	免許番号 (R6.9から)	種別	漁業の種類 (対象種)	漁場の位置	漁業者 (漁協)	関係支所	団体・個別	報告の対象 となる期間(※1)	延べ行使者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ 有効な状況	備考
共同	豊共第1号	第12種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字久保基成号までの地先	豊前海北部漁協	恒見、田野浦	団体	令和6年度	38	○	適切かつ有効	
共同	豊共第1号	第12種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字久保基成号までの地先	北九州東部漁協	今津	団体	令和6年度	37	○	適切かつ有効	
共同	豊共第1号	第12種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字久保基成号までの地先	曹根漁協	-	団体	令和6年度	58	○	適切かつ有効	
共同	豊共第1号	第12種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字久保基成号までの地先	刈田町漁協	-	団体	令和6年度	68	○	適切かつ有効	
共同	豊共第1号	第12種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字久保基成号までの地先	葦島漁協	-	団体	令和6年度	82	○	適切かつ有効	
共同	豊共第1号	第12種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字久保基成号までの地先	行橋市漁協	稍重、長井	団体	令和6年度	112	○	適切かつ有効	
共同	豊共第1号	第12種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字久保基成号までの地先	豊築漁協	西八田、権田町、 松江浦、八屋	団体	令和6年度	112	○	適切かつ有効	
共同	豊共第1号	第12種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字久保基成号までの地先	吉富漁協	-	団体	令和6年度	94	○	適切かつ有効	
共同	豊共第2号	第12種	(略)	北九州門司区大字久保基成号から 同市門司区大字久保基成号までの地先	豊前海北部漁協 (田野浦)	田野浦	団体	令和6年度	4	○	適切かつ有効	
共同	豊共第2号	第12種	(略)	北九州門司区大字久保基成号から 同市門司区大字久保基成号までの地先	北九州市漁協 (旧門司)	旧門司	団体	令和6年度	190	○	適切かつ有効	
共同	豊共第3号	第12種	(略)	北九州市小倉南区から 京都郡畑田町までの地先	豊前海北部漁協 (恒見)	恒見	団体	令和6年度	2	○	適切かつ有効	
共同	豊共第3号	第12種	(略)	北九州市小倉南区から 京都郡畑田町までの地先	北九州東部漁協 (本所)	-	団体	令和6年度	7	○	適切かつ有効	
共同	豊共第3号	第12種	(略)	北九州市小倉南区から 京都郡畑田町までの地先	曹根漁協	-	団体	令和6年度	12	○	適切かつ有効	
共同	豊共第3号	第12種	(略)	北九州市小倉南区から 京都郡畑田町までの地先	刈田町漁協	-	団体	令和6年度	38	○	適切かつ有効	
区画	豊区第1号	第1種	のり	京都郡畑田町地先	刈田町漁協	-	団体	令和6年度	15	○	適切かつ有効	
区画	豊区第2号	第1種	のり	行橋市大字葦島地先	葦島漁協	-	団体	令和6年度	4	○	適切かつ有効	
区画	豊区第3号	第1種	のり	行橋市大字葦島地先	葦島漁協	-	団体	令和6年度	4	○	適切かつ有効	
区画	豊区第4号	第1種	のり	行橋市大字葦島地先	葦島漁協	-	団体	令和6年度	4	○	適切かつ有効	
区画	豊区第5号	第1種	のり	北九州市小倉南区大字曹根新田地先	曹根漁協	-	団体	令和6年度	-	-	要調査	
区画	豊区第101号	第1種	のり	行橋市大字葦島地先	葦島漁協	-	団体	令和6年度	4	○	適切かつ有効	
区画	豊区第201号	第1種	かき	北九州市門司区大字喜多久地先	豊前海北部漁協	-	団体	令和6年度	3	○	適切かつ有効	
区画	豊区第202号	第1種	かき	北九州市門司区大字伊川地先	豊前海北部漁協	-	団体	令和6年度	6	○	適切かつ有効	
区画	豊区第203号	第1種	かき	北九州市門司区大字浦中地先	豊前海北部漁協	恒見	団体	令和6年度	-	-	合理的理由あり	
区画	豊区第204号	第1種	かき	北九州市門司区大字井の浦地先	豊前海北部漁協	恒見	団体	令和6年度	2	○	適切かつ有効	
区画	豊区第205号	第1種	かき	北九州市門司区大字恒見地先	豊前海北部漁協	恒見	団体	令和6年度	56	○	適切かつ有効	
区画	豊区第206号	第1種	かき	北九州市小倉南区井の浦地先	北九州東部漁協	-	団体	令和6年度	-	-	合理的理由あり	
区画	豊区第207号	第1種	かき	北九州市小倉南区大字吉田地先	北九州東部漁協	-	団体	令和6年度	11	○	適切かつ有効	
区画	豊区第208号	第1種	かき	北九州市小倉南区大字曹根新田地先	曹根漁協	-	団体	令和6年度	26	○	適切かつ有効	
区画	豊区第209号	第1種	かき	北九州市小倉南区大字曹根新田地先	曹根漁協	-	団体	令和6年度	26	○	適切かつ有効	
区画	豊区第210号	第1種	かき	京都郡畑田町地先	刈田町漁協	-	団体	令和6年度	15	○	適切かつ有効	
区画	豊区第211号	第1種	かき	京都郡畑田町地先	刈田町漁協	-	団体	令和6年度	15	○	適切かつ有効	
区画	豊区第212号	第1種	かき	京都郡畑田町地先	刈田町漁協	-	団体	令和6年度	15	○	適切かつ有効	
区画	豊区第213号	第1種	かき	京都郡畑田町地先	刈田町漁協	-	団体	令和6年度	15	○	適切かつ有効	
区画	豊区第214号	第1種	かき	京都郡畑田町地先	刈田町漁協	-	団体	令和6年度	15	○	適切かつ有効	
区画	豊区第215号	第1種	かき	行橋市大字葦島地先	葦島漁協	-	団体	令和6年度	7	○	適切かつ有効	
区画	豊区第216号	第1種	かき	行橋市大字葦島地先	葦島漁協	-	団体	令和6年度	7	○	適切かつ有効	
区画	豊区第217号	第1種	かき	築上郡築上町大字湊地先	豊築漁協	権田町	団体	令和6年度	4	○	適切かつ有効	
区画	豊区第218号	第1種	かき	築上郡築上町大字有安地先	豊築漁協	権田町	団体	令和6年度	4	○	適切かつ有効	
区画	豊区第219号	第1種	かき	豊前市大字松江地先	豊築漁協	松江浦	団体	令和6年度	2	○	適切かつ有効	
区画	豊区第220号	第1種	かき	豊前市大字松江地先	豊築漁協	松江浦	団体	令和6年度	2	○	適切かつ有効	
区画	豊区第221号	第1種	かき	豊前市大字八屋地先	豊築漁協	八屋	団体	令和6年度	-	-	合理的理由あり	
区画	豊区第222号	第1種	かき	豊前市大字宇島地先	豊築漁協	-	団体	令和6年度	2	○	適切かつ有効	病気休業
区画	豊区第223号	第1種	かき	豊前市大字宇島地先	豊築漁協	-	団体	令和6年度	2	○	適切かつ有効	
区画	豊区第224号	第1種	かき	豊前市大字宇島地先	豊築漁協	-	団体	令和6年度	3	○	適切かつ有効	
区画	豊区第225号	第1種	かき	築上郡吉富町大字小祝地先	吉富漁協	-	団体	令和6年度	3	○	適切かつ有効	
区画	豊区第226号	第1種	かき	築上郡吉富町大字小祝地先	吉富漁協	-	団体	令和6年度	3	○	適切かつ有効	
区画	豊区第226号	第1種	かき	豊前市大字八屋地先	豊築漁協	八屋	団体	令和6年度	-	-	合理的理由あり	病気休業

※1 令和6年度、令和6年4月1日～令和7年3月31日、令和6年、令和6年1月1日～令和6年12月31日

## なまここぎ網漁業の調整について

### 【なまここぎ網漁業とは】

- ・ 小型底びき網漁業（手繰り第二種）の一種で昭和51年から許可。
- ・ 操業は昼間行い、網口に張り竹（1.5m以下）をつけた小型の網を船尾から投入。網が海底（砂泥地、小石原、瀬縁等）に密着して進むように微速で曳網。
- ・ 豊前海の中南部の漁協（苅田町～吉富）で盛ん。
- ・ 区画漁業権漁場及び柵網の周囲50m以内の区域は操業禁止。

### 【許可件数と漁獲量の推移】

- ・ 昭和50年代前半は100件以上。後半になる頃には減少し、40件前後を推移。直近10年では増加傾向（令和7年度67件）
- ・ 一方、直近4年（R3～R6年度）では漁獲量が減少傾向

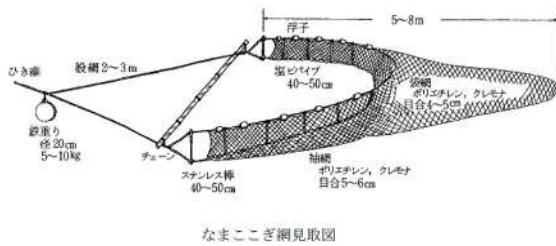


図1 なまここぎ網漁具図

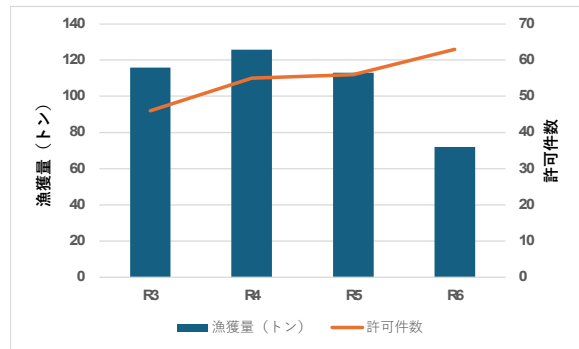


図2 直近4年の漁獲量と許可件数

### 【近年の漁業トラブル】

- ・ 令和4年ごろから、なまここぎ漁業者が豊前海北部や苅田の地先でトラブルを起こしている旨の情報が増加。
- ・ 令和5年3月15日漁調委で、「藻場がなくなる」「漁具被害がある」と問題視する発言。

### 【漁業調整の経過】

- ・ 令和6年2月ごろから漁業調整係が各浜を回り、意見聴取。
- ・ 令和6年11月14日、豊前海北部漁協となまここぎ漁業者の間で意見交換会。操業禁止区域などの自主規制を行うことで合意。
- ・ 令和7年11月7日、豊前海北部漁協となまここぎ漁業者の間で意見交換会。原則、昨年と同じ自主規制で合意。

## 小型機船底びき網（手繰第二種なまここぎ網）漁業許可方針

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

許可する船舶等の数の上限	住所要件
なし	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町

#### (2) 船舶の総トン数

5トン未満

#### (3) 推進機関の馬力数

##### 1) 総トン数2トン以下の漁船

48kw以下とする。なお漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年農林水産省令第百五十三号）附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船は農林馬力調15以下とする。

##### 2) 総トン数5トン未満の漁船

10kw以下とする。なお漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年農林水産省令第百五十三号）附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船は農林馬力調7以下とする。

#### (4) 操業区域

福岡県豊前海区海面

#### (5) 漁業時期

11月16日から翌年3月15日まで

#### (6) 漁業を営む者の資格

同一世帯に他種の小型底びき網漁業の許可を受有する者がいない者

### 2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡県豊前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

### 3 条件

- (1) 区画漁業権漁場及び柵網の周囲50メートル以内の区域で操業してはならない。
- (2) 日没から日の出までの間は操業してはならない。
- (3) 爪又は爪に類似した付具を取り付けてはならない。
- (4) 袋網の目合は4.5センチメートル以上でなければならない。
- (5) ビームの長さは1.5メートル以下でなければならない。
- (6) ナマコ以外は採捕してはならない。

- (7) 使用する網漁具は1統でなければならない。
- (8) 11月16日～12月20の間はあわびを採捕してはならない。

#### 4 申請者の添付書類等

- (1) 適格性に関する申立書（別紙様式第1号）

#### 5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、翌月の末日までに報告すること。

##### 附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

##### 附 則（令和5年12月14日改正）

この許可方針は、次期の許可一斉更新時から施行する。（あわびの採捕禁止期間に関する条件（8）の追加）

##### 附 則（添付書類の追加）

この許可方針は令和7年11月7日から施行する。

ただし、4（1）に掲げる添付書類の提出は、令和8年4月1日以降に有効となる許可の申請に対して適用する。